

船舶事故調査報告書

平成28年5月19日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 庄 司 邦 昭（部会長）

委員 小須田 敏

委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突（灯標）
発生日時	平成27年3月21日 22時30分ごろ
発生場所	山口県萩市萩港西方沖 萩港灯台から真方位293° 1.08海里（M）付近 （概位 北緯34° 26.9′ 東経131° 23.7′）
事故の概要	漁船福漁丸は、南東進中、簡易型灯標に衝突した。 福漁丸は、甲板員2人が軽傷を負い、右舷船首部に破口を生じ、また、簡易型灯標は、標体に折損を生じた。
事故調査の経過	平成27年12月21日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 福漁丸、11トン YG2-7552（漁船登録番号）、個人所有 14.92m（Lr）×3.53m×1.25m、FRP ディーゼル機関、569.00kW、昭和61年5月22日 第291-43450（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 男性 54歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和56年10月1日 免許証交付日 平成24年2月17日 （平成30年1月24日まで有効）
死傷者等	軽傷 2人（甲板員2人）
損傷	本船 右舷船首部に破口 簡易型灯標 標体に折損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	本船は、船長及び甲板員3人が乗り組み、平成27年3月21日21時00分ごろ、漁獲物を市場に揚げるため、萩港に向けて漁場を発進した。 船長は、1人で操船して萩港西方沖に至り、約10ノットの対地速力で手動操舵により南東進中、ふだんどおり、萩市越ヶ浜半島と九島の上に設置されている緑色で点滅する簡易型灯標（以下「本件緑色灯

	<p>標」という。)と赤色で点滅する簡易型灯標(以下「本件赤色灯標」という。)の間の水路(以下「本件水路」という。)を通過しようとした。</p> <p>船長は、22時24分ごろ、本件赤色灯標の灯光を約1Mに視認し、約4秒に1回の割合で点滅しているのを確認した。</p> <p>本船は、船長が、本船の船首が浮上して船首部に設置された架台レールにより船首方に死角があり、本件緑色灯標の灯光は視認できなかったが、本件赤色灯標に接近して右舷方に見て航行すれば本件水路を安全に通過できると思っていたところ、萩港の明かりで本件赤色灯標の灯光を見失い、22時30分ごろ本件赤色灯標に衝突した。</p> <p>本船は、衝突後、浸水がなかったので萩港の市場まで自力で航行した。</p> <p>船首部で作業をしていた甲板員2人は、衝突の衝撃で負傷し、船長が要請した救急車により病院に搬送され、甲板員1人が顔面打撲等と、もう1人の甲板員が下肢打撲等とそれぞれ診断された。</p> <p>本件赤色灯標は、本事故後に復旧された。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長は、本件緑色灯標の灯光を約300mに接近しないと視認できないと思った。</p> <p>船首部に設置された架台レールは、建網を揚げるために設けたもので、平成26年9月に作業の利便のため同レールを下方に移動した。</p> <p>(写真1 本船の船首部の状況 参照)</p> <p>船長は、操舵室右舷側に設置されている舵輪で操舵していた。</p> <p>船長は、レーダーを0.25Mに拡大して使用すれば本件緑色灯標及び本件赤色灯標がレーダー映像として判別できることは知っていたが、本事故当時、レーダーを0.5Mレンジで固定して使用していた。</p> <p>本件緑色灯標及び本件赤色灯標は、岩場から約0.8mのコンクリート製の土台に約2mの鉄製の支柱が立てられ、その頂部に簡易灯火が設置された構造となっている。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>あり</p> <p>なし</p> <p>本船は、萩港西方沖を南東進中、船長が、本件赤色灯標に接近して航行すれば本件水路を通過できると思っていたところ、萩港の明かりで本件赤色灯標を見失った際、レーダーを用いて船位を確認しなかったことから、本件赤色灯標に衝突したものと考えられる。</p> <p>船長は、船首方の死角により本件緑色灯標の灯光を視認していなかったが、本件赤色灯標に接近して右舷方に見て航行すれば安全に本件</p>

	水路を通過できると思ったものと考えられる。
原因	<p>本事故は、夜間、本船が、萩港西方沖を南東進中、船長が、本件赤色灯標に接近して航行すれば本件水路を通過できると思っていたところ、萩港の明かりで本件赤色灯標を見失った際、レーダーを用いて船位を確認しなかったため、本件赤色灯標に衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、灯標等の明かりが陸上の明かりで紛れたときは、レーダーを適切に使用すること。 ・ 死角を補う見張りを適切に行うこと。

付図1 事故発生経過概略図



写真1 本船の船首部の状況

